

平成28年度 神奈川県弁護士会 子どもの日記念行事

少年法は甘いのか？

～どうして『刑罰』ではなく『教育』なのか

少年法年齢引下げ問題について考える～

主催：神奈川県弁護士会 共催（予定）：日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会

近年、「少年法は甘い」と言われ、公職選挙法上の選挙権付与年齢の引下げに伴い少年法適用年齢の引下げの議論がされていますが、果たして本当に「甘い」のでしょうか。このシンポジウムでは、少年法の手続や適用年齢引下げ問題の現状について弁護士よりご報告した上で、現役の学生・少年事件に関わる様々な方によるパネルディスカッションやリレートークを行い、多様な観点から少年法の意味について考えます。

パネルディスカッション

非行から立ち直った「元少年」と現役高校生・大学生が、少年法について思うこと、少年法適用年齢引下げ問題にどのような意見を有しているのか等、パネルディスカッションを行います。

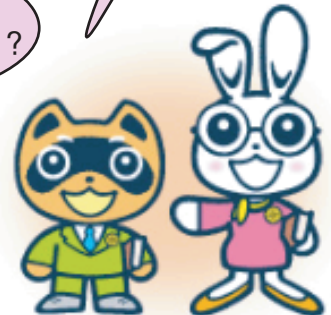
リレートーク

「元少年」の親、元少年院長、家庭裁判所調査官、被害者支援活動をしている弁護士、少年の付添人活動をしている弁護士等、様々な方に、それぞれの立場からお話いただきます。

年齢が引き下げられると何が変わるの？

大人の手続とどう違うの？

そもそも少年法って何？



みんなで考えてみましょう

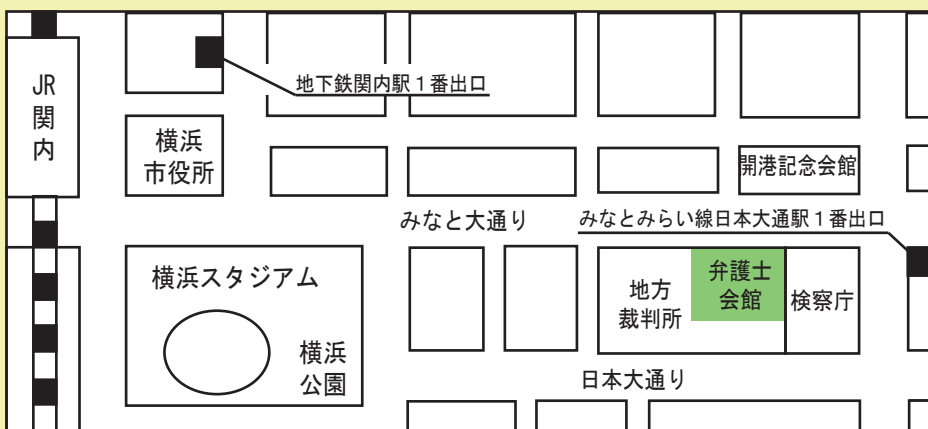
日時・会場

日時：平成28年5月14日（土）入場無料・予約不要
13:30～16:30（開場 13:00）

会場：神奈川県弁護士会館（現横浜弁護士会館）
5階大会議室

*内容は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

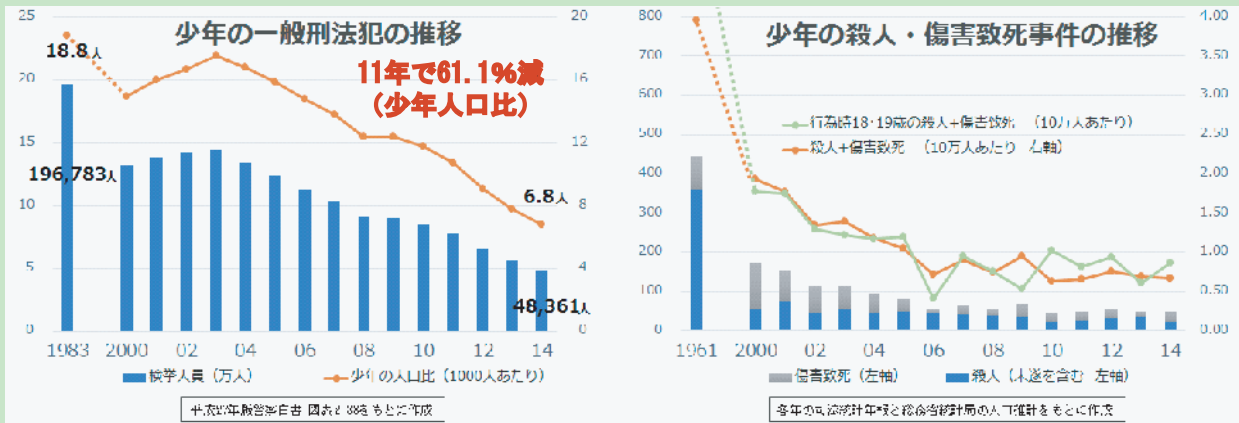
会場へのアクセス



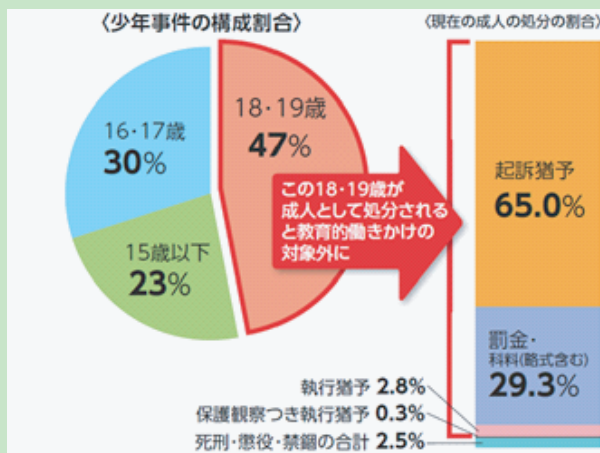
JR「関内駅」
南口より徒歩10分
市営地下鉄「関内駅」
1番出口より徒歩10分
みなとみらい線「日本大通り駅」
1番出口より徒歩1分

お問い合わせ先
横浜弁護士会
（平成28年4月1日から神奈川県
弁護士会になります。）
横浜市中区日本大通9番地
TEL：045-211-7715

少年事件は増加も凶悪化もしていません！



少年法の年齢が引き下げられることによって大半が教育的働きかけの対象外に！



家庭裁判所は原則として全ての事件で調査（非行の原因分析）を踏まえた教育的働きかけを行い、少年の立ち直りにとって最も適切と考えられる処遇を選択します。

年齢を引き下げると多くが起訴猶予・罰金・執行猶予で終了してしまい、専門的な調査や教育的働きかけを受けられなくなってしまいます。

裁判所による専門的調査・教育的働きかけの対象外になることは大きなマイナスであって、かえって若年層の再犯を増加させてしまう可能性があります。

現行の少年法制は有効に機能し、世界的にも高く評価されています。→18歳・19歳の少年をその対象から外すべきではありません！

非行・いじめ・児童虐待など 1人で悩まずに弁護士に相談してみませんか。

<子どもお悩みダイヤル 045-211-7703>

未成年のお子様とご家族を対象とした15分間無料の電話法律相談です。

受付時間：平日9時30分～12時、13時～16時30分

受付後24時間以内（土日祝日を除く）に弁護士からご連絡します。

<子ども人権相談 045-211-7700>

いじめ、体罰、虐待、退学、非行、少年事件など、子どもの人権にかかわる問題に弁護士が電話や面談で相談に応じます。お子様からの相談も受け付けています。

面談相談

相談日時：毎週木曜日 13時15分～16時15分

相談予約：平日9時30分～17時

電話相談（45分以内）

相談日時：毎週木曜日 13時15分～16時15分（予約不可）

* 面談相談優先のためご案内できない場合や相談時間が限られることがあります。

<当番弁護士 045-212-0010（刑事弁護センター）>

お子様が警察に逮捕されてしまった場合、悪いことをしたと疑われて児童相談所に一時保護されてしまった場合には「当番弁護士」をご利用ください。弁護士が1回に限り、無料でお子様と速やかに面会し、必要な助言を行います。